

説 明 資 料

平成 23 年 12 月
全 国 知 事 会

社会保障・税一体改革成案

原案

(6月3日社会保障改革に関する集中検討会議)

・現行分を含めた、消費税の全税収(国・地方)を、高齢者三経費を基本としつつ、「社会保障四経費」における国と地方の役割分担に応じて配分を行う。

・地方単独事業で提供されているサービスについては、独自に財源が確保できるよう、地方自治体の課税自主権の拡大・発揮について検討。

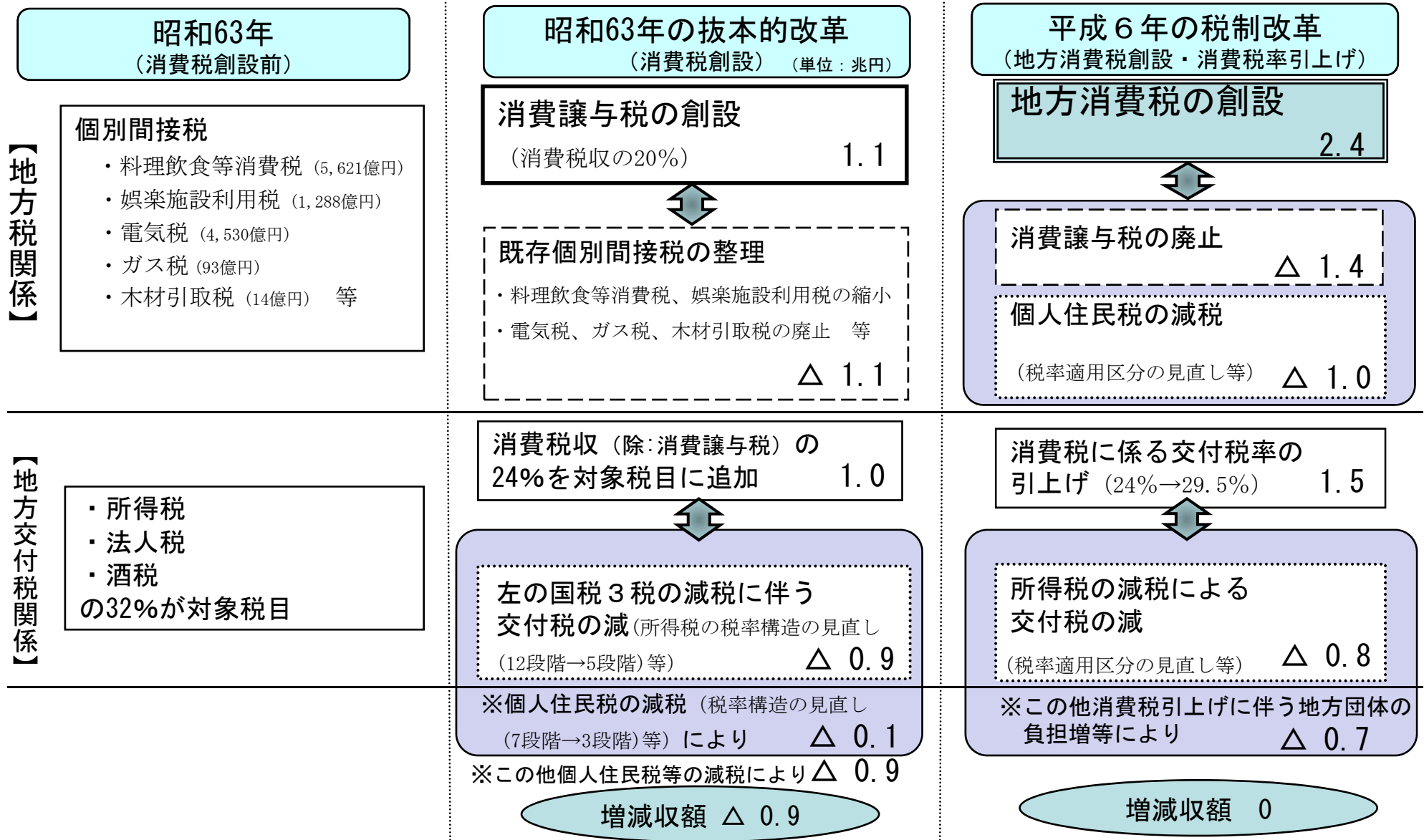
成案(6月30日閣議報告)

- ① 現行分の消費税(国・地方)については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを維持。
- ② 引き上げ分の消費税収については、社会保障四経費に則った範囲における国と地方の役割分担に応じて配分を行う。

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理した上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、地方消費税の充実等の地方税制の改革などを行う。

この修正を前提として、今後、分科会も含めた「国と地方の協議の場」において継続的かつ実質的な協議を行う必要がある。

現行の地方消費税の税率及び国の消費税に係る地方交付税の法定率については、昭和63年の抜本的改革の際に実施された料理飲食等消費税や電気税をはじめとする地方の個別間接税の整理、平成6年の税制改革の際に実施された個人住民税や所得税の減税等によって生じた地方税や地方交付税の減収の身替わりとして、地方税財源を確保する観点から、その水準が決定された経緯がある。



社会保障関係費の現状(平成22年度)

(単位:兆円)

	国費を伴う事業		地方単独 事業 c	地 方 負担計 b+c	国:地方 比率 (a : b+c)
	国費 a	地方費 b			
基礎年金	9.9	0.7	—	0.7	「高齢者3経費」
後期高齢者医療	4.5	2.2	0.0	2.2	
介護	2.2	2.1	0.7	2.8	
小計①(高齢者3経費)	16.6	5.0	0.7	5.7	国:地方 = 3 : 1 (74.4% : 25.6%)
その他年金(恩給等)	1.4	0.0	0.0	0.0	「社会保障4分野」
医療	5.1	1.5	2.7	4.2	
子ども・子育て	2.4	1.9	1.7	3.6	
小計②(社会保障4分野)	25.5	8.4	5.1	13.5	国:地方 = 2 : 1 (65.4% : 34.6%)
障害者福祉等	2.4	1.1	1.1	2.2	「関係経費全体」
合計(関係経費全体)	27.8	9.5	6.2	15.7	国:地方 = 3 : 2 (63.9% : 36.1%)

(注) 国費及び地方負担額は総務省の資料による。また、国費を伴う事業はH22当初予算ベース、地方単独事業はH22決算ベースの数値。

国と地方が一体として提供する社会保障サービス

項 目	補助事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害(国1/2)	予防接種自体(インフルエンザ等)【1,110億円】
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1/2)	胃がん、肺がん、大腸がん等【970億円】
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1/2)	一般的保健所経費【2,630億円】
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1/2)	妊婦健診(5回分)・乳幼児健診【850億円】
児童福祉	子ども手当(国定率負担)、児童扶養手当(国1/3)	児童相談所【350億円】、乳幼児医療費【2,400億円】
保育所経費	私立認可保育所(1/2)	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減【9,700億円】
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設) (保険料50%、国20%)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等【800億円】
障害者医療	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担 1割水準まで軽減)(国1/2)	その他障害者医療費【2,150億円】
生活保護	生活保護扶助(国3/4)	福祉事務所(ケースワーカー等)【750億円】
国民健康保険	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	保険料軽減【3,670億円】

注:地方単独事業の金額は、総務省調査による。

「社会保障・税一体改革」の今後の議論

1 「社会保障給付の全体像」の提示

- 高齢者三経費や社会保障四経費に限定せず、社会保障の総合化を見据え、障害者施策や就労支援等を含めた社会保障の全体像をまずは提示すべき。

＜平成23年9月13日第178回国会における野田総理所信表明演説＞

- ・ 社会保障制度については、「全世代対応型」へと転換し、世代間の公平性を実感できるものにしなければなりません。
- ・ 若者、女性、高齢者、障害者の就業率の向上を図り、意欲ある全ての人ができる「全員参加型社会」の実現を進めるとともに、貧困の連鎖に陥る者が生まれぬよう確かな安全網を張らなければなりません。

2 地方単独事業についての財源措置

- 法令等により義務づけられた事業はもとより、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成のように住民の声を踏まえて全国的に展開されている事業も対象とすべき。

乳幼児医療助成…全都道府県において実施

＜少子化対策基本法＞

第16条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

障害者医療助成…全都道府県において実施

＜障害者基本法＞

第12条第3項 国及び地方公共団体は、障害者とその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

- 現金給付のみならず、サービス給付も社会保障給付であることを前提に、マンパワーに係る人件費等についても対象とすべき。

(例) 保育所保育士：約88,700人、保健師・助産師：約35,500人、ケースワーカー：約21,700人、児童福祉司：約2,600人

地方単独事業（平成22年度決算）調査結果

（単位：億円）

項目	地方負担	都道府県	
		都道府県	市区町村
1 総合福祉	2,142	499	1,643
2 医療	26,978	7,513	19,465
3 介護・高齢者福祉	7,088	956	6,132
4 子ども・子育て	17,200	3,383	13,817
5 障害者福祉	5,833	2,556	3,277
6 就労促進	588	341	247
7 貧困・格差対策	2,381	237	2,144
合計	62,210	15,485	46,725

注1 金額は一般財源ベースである。

注2 調査対象団体は、全都道府県及び被災三県の特定被災地方公共団体(95市町村)を除く全市町村・特別区である。

注3 調査対象外団体分(95市町村分)は、人口比(3.81%)に応じて機械的に算出し、計上している。

注4 乳幼児医療費助成(義務教育就学後分)、敬老祝金等敬老事業、職員分の子ども手当、本庁人件費、投資的経費、貸付金・積立金、公害関係、環境衛生関係、災害救助関係、厚生労働省が集計・公表している「社会保障給付費」(平成22年度予算)に計上されている事業は除外。

注5 本調査結果は、平成22年度決算統計の民生費(災害救助費を除く。)、衛生費(清掃費を除く。)、労働費、教育費のうち、地方公共団体から、上記の項目に該当するものとして報告があった金額を、総務省において集計したものである。

総務省調査による「社会保障関係の地方単独事業」の分析

未定稿

地方単独事業全体

(うち「社会保障」分野に属さないもの)

出産祝い金、準要保護児童生徒援助・給食援助、通学バス運行事業費、勤労者住宅資金貸付預託金 等

「社会保障」分野に属するもの

(うち「給付」に該当しないもの)

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険に係る事務費、
 公立病院・診療所等の保険収入外の繰入、保健所、保健センター、各種団体補助 等

「給付」に該当するもの

社会保障4分野以外			社会保障4分野 (年金、医療、介護、子ども・子育て)
強 ↑ 法令上の規定 ↓ 弱	あり	義務規定	民生委員活動費 等
		努力義務規定	老人クラブ活動費 等
		その他の規定	ホームレス自立支援 等
	なし	障害者施設利用者負担軽減 等	
			妊産婦健康診査 等
			後期高齢者保健(健康診査等)、医療安全支援 等
			老人日常生活用具・介護用品等支給、公立幼稚園の運営費 等
			保育所(公立・私立)の職員加配・人件費の上乗せ・保育料軽減、乳幼児医療費助成、介護サービス利用者負担助成、国民健康保険の一般会計繰入れ、子どもに対する現金給付 等

※これらの事業には、交付税措置等がなされているものが含まれている。(例：妊産婦健康診査)

厚生労働省社会保障改革推進本部の検討状況について(中間報告)【抜粋】

・社会保障給付費としては、今後、ILO基準に則り、「法令に基づき事業の実施が義務づけられる個人に帰属する給付」を対象とし、その際には財源構成に関わりなく把握する。

地方単独事業の整理にあたって

平成23年11月17日
国と地方の協議の場
社会保障・税一体改革分科会
地方六団体提出資料

- 社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化とともに、国・地方を通じた安定的な社会保障財源を確保するものであり、国と地方が協力して推進すべき改革である。
- この改革を、国と地方が一体となって着実に推進していくためには、社会保障における地方が果たしている役割について、国と地方の真摯な協議により、認識を共有しておく必要がある。
- 今後、地方単独事業を含めた社会保障の全体像及び費用推計の総合的な整理を行うにあたり、以下の点を十分考慮することを求める。

1 現物サービスの提供を担う地方自治体の役割を踏まえ、住民の視点に立って、現実に合理的なニーズがあるか否かに基づいて協議を行うこと。
その際、国制度との関連度合いや、統計上の形式的な整理ではなく、社会保障サービスを総合的に判断すること。

2 具体的には、次のような住民ニーズの強い社会保障サービスとなっている地方単独事業については、税収配分の基礎に含めること。

○地方が担う住民に対する現物サービスそのものである保健師、保育士、児童福祉司等のマンパワーに係る人件費

○予防接種、各種健診・検診などの予防医療や、高齢者の措置費、日常生活支援などの介護予防、幼児教育・保育など、医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきもの

○地域の住民ニーズに対応するため実施せざるを得ない乳幼児・障害児(者)医療費助成や保育料の負担軽減、高齢者や低所得者が多いなど構造的な問題を抱えている国民健康保険の保険料軽減、地方公営企業法が想定している地域医療維持のための公立病院に対する負担など、法令等により義務付けられているものや住民生活に必要なものとして全国的に実施しているもの

3 これら地方が社会保障において果たしている大きな役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、偏在性の小さい地方消費税の充実など安定的な財源確保を図ること。

地方単独事業の総合的な整理についての論点

平成23年12月12日 社会保障・税一体改革分科会
内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省提出資料から抜粋

<p>厚生労働省の分析によると、「医療」、「介護」、「子ども・子育て」に該当する事業は、総額で<u>3.8兆円程度</u></p>	<p>総務省が11月10日に公表した「地方単独事業に関する調査結果」において「医療」、「介護・高齢者福祉」、「子ども・子育て」に該当するものとして報告があった事業は<u>5.1兆円程度</u></p>
<p>①「社会保障四分野」（「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」）に該当するかどうか</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 国・地方ともにあくまでも「成案」における「年金、医療、介護、少子化に対処するための施策」は限定的に解すべき （この場合、例えば医療では、医療保険制度などによる医療の給付に要する費用、介護では、介護保険制度による介護給付に要する費用が対象となり、介護以外の高齢者福祉などは対象外） 	<ul style="list-style-type: none"> 医療や介護、少子化施策の一環として一体的に評価すべきものは、「四分野」の範囲内と整理すべき （この場合、例えば、医療では、予防接種・がん検診など、介護では、養護老人ホーム・介護予防など、少子化では、幼児教育などが対象）
<p>②「給付」に該当するかどうか</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 国が制度として行っている社会保障については、人件費などの事務費や管理費は「社会保障給付費」に含んでおらず、「成案」にある「全て国民に還元し、官の肥大化には使わない」との観点から事務費や人件費などが含まれていないか、受益が直接個人に帰属しているか精査が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、保育士、児童福祉司等が提供する社会保障サービスは住民に対する現物サービスそのものであることから、これらのサービス提供に直接従事する職員等の人件費は「官の肥大化」には該当するものではなく、また、受益が国民に帰属するものは「社会保障給付」と整理すべき
<p>③「制度として確立された」ものであるかどうか</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 極力客観的な基準を用いて整理すべきであり、法令上の義務規定の有無もそうした基準の候補の一つ 全国的に実施されているかどうか、地域偏在があるかどうかも重要な基準 	<ul style="list-style-type: none"> 法令上の規定があるかどうかだけでなく、納税者の立場に立って、必要なサービスとして広く実施されているものは「制度として確立された」と整理すべき